

自治体内弁護士等任用支援事務所 Q & A

Q 1 自治体内弁護士等任用支援事務所とは何ですか。どんなことをするのですか。

1 自治体内弁護士等任用支援事務所とは、国、地方公共団体等¹による弁護士任用を希望する弁護士等（以下の①及び②）を受け入れて勤務させるなどの支援を行う事務所のことです（以下「支援事務所」といいます。）。

① 国、地方公共団体等による弁護士任用を希望する弁護士²（以下「弁護士任用希望者」といいます。）

国、地方公共団体等の弁護士任用に応募し、又は任用が内定している弁護士を主に想定しています。

② 国、地方公共団体等における任期を終了した弁護士（以下「弁護士任用終了者」といいます。）

なお、任期中において弁護士登録を抹消していたものの任期終了に伴い弁護士登録を行う者も含まれます。

2 具体的には、次のような支援の仕方が考えられます。

（1）**弁護士任用希望者受入型**

国、地方公共団体等による弁護士任用に応募し、又は、内定した弁護士任用希望者を任用開始までの間受け入れ、手持事件の引継ぎや新件については共同受任等の方法により円滑に事件の引継ぎが行えるようにする等の支援を行う事務所です。

（2）**弁護士任用終了者受入型**

弁護士任用終了者を受け入れていただく事務所です。

個別の条件に応じて、任期を終了した弁護士任用終了者の受入れ（一時的なものを含みます。）を行う事務所があると、任期後の復帰に不安がなくなり、弁護士任用希望者を送り出すことが容易になることが期待されています。

（3）支援の種類

¹ 国、地方公共団体のほか、独立行政法人のうち、行政執行法人（役職員が国家公務員の身分を有するもの・7法人）が含まれます。

² 主として、一定の弁護士業務の経験のある弁護士の受入れを想定しており、新規登録弁護士などの養成を伴う弁護士の受入れを前提とするものではありません。

弁護士任用希望者の支援及び弁護士任用終了者の支援については、双方の支援事務所として登録していただくことも、どちらか一方の支援事務所として登録していただくことも、どちらも可能です。

★受入れのケース（例）

- 弁護士任用を希望している（又はすでに任用が内定している）Aさんを任用前に事務所で受け入れるケース
- 弁護士任用を希望している（又はすでに任用が内定している）Bさんを任用前に受け入れ、自治体等での任用が終了した後に再度受け入れるケース
- これまで関わりのないCさんを任用終了者として受け入れるケース

Q 2 自治体内弁護士は、具体的にどのような仕事をするのですか。

自治体内弁護士は、この数年で大幅に増加しています。その多くは総務・法務部門に配属されていますが、児童相談所や子ども・女性・障がい者センターのほか、教育委員会や労働委員会などの行政委員会で活躍している方もいます。

総務・法務部門で勤務している方の職務内容は、職員向けの行政法律相談、訴訟、行政不服審査、条例・規則等の法制執務、研修講師等の人材育成、債権管理回収、コンプライアンスの施策立案、議会対応、住民への直接対応（クレーマー対応を含む。）、選挙事務のほか、東日本大震災からの復旧・復興業務など多岐にわたっています。

自治体内弁護士についてのより詳しい情報は、日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センターが作成した弁護士向けパンフレット「自治体内弁護士という選択」にも掲載されています。日弁連ホームページ内の下記URLに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/jichitainai_bengo_shi_pam_2014.pdf

Q3 どうして弁護士任用支援事務所が必要なのですか。

社会が多様化し、高齢化や格差拡大の傾向が進む中、国、地方公共団体等（以下「自治体等」といいます。）は、今まで以上に弱い立場の人を守らなければならなくなっています。また、地方分権が進み、自治立法権を駆使して、自ら政策立案の主体となり、地域の特性を生かした行政計画に基づく政策を展開しなければならなくなってきました。さらに、これまで以上に、不正やことなかれ主義を排除し、コンプライアンスを高めなければならなくなっています。このような背景の下、自治体等の組織内に弁護士を職員として採用するニーズが高まっています。

このようなニーズは、大都市やその近郊に限らず、地方や過疎地域も含めた全国の自治体等で高まっています。そこで、地方や過疎地域も含めた全国の自治体等による弁護士任用を積極的に後押しするために、弁護士任用希望者を一定期間受け入れたり、弁護士任用終了者を受け入れる支援事務所が必要なのです。

具体的には、弁護士任用の内定から採用までの期間は数か月程度と短期間であるケースも多く、内定が決まってから新たな事件受任を断るというのは遅く、応募の段階で、新たな事件の受任を控えることとなります。しかし、これでは経済的に苦しくなるため、弁護士任用を希望することがためらわれがちです。そこで、この悩みを解消するため、任用を希望している弁護士と共同で事件受任をしたり、その弁護士を雇い入れる支援事務所が必要となります。

また、内定者についても、継続中の事件の引継ぎなどをする支援事務所が必要です。

さらに、個別の条件に応じて、任期を終了した弁護士任用終了者の受入れ（一時的なものを含む。）を行う支援事務所があると、任期後の不安なく弁護士任用を希望できると考えられます。

Q4 支援事務所には、どのようなメリットがあるのですか。

様々なメリットが考えられますが、一例としては、自治体内弁護士は数多

くの法律を取り扱いますので、そのような行政実務経験を通して身に付けた知識やスキルを生かして業務の幅を広げていくことが期待できます。

また、支援事務所に登録すると、任期終了後の法律事務所を探している自治体内弁護士からの応募の可能性が高くなりますので、行政実務経験のある弁護士を採用したいという事務所にとっても、メリットの一つになると思います。

Q5 支援事務所と弁護士任用希望者等とはどのように契約するのですか。

登録いただいた支援事務所は、弁護士任用希望者、弁護士任用終了者等に提供することを目的として、日弁連ホームページ（一般ページ）に掲載させていただきますが、支援事務所に弁護士任用希望者等の採用を強制するものではありません。

支援事務所における採用・執務条件・事件の引継方法等については支援事務所と応募者との間で協議・調整していただくこととなります（日弁連は介入いたしません。）。

なお、日弁連において、適宜採用状況に関する問合せをさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

Q6 支援事務所に登録しても、勤務弁護士を採用して事務所の枠がなくなった場合には、どうすれば良いのですか。

支援事務所に登録した場合でも、採用については支援事務所と応募者との協議によることとなりますので、通常の勤務弁護士採用の場合と同様に採用するか否かを判断していただくことになり、弁護士任用希望者の採用を強制するものではありません。

ただし、支援事務所として登録されている情報は日弁連ホームページ（一般ページ）に掲載されていますので、採用枠がなくなった場合には、その旨を日弁連に速やかにご連絡いただくことが望まれます。

Q 7 支援事務所を辞めたくなくなった場合、どうすれば良いのですか。

支援事務所を辞めたくなくなった場合には、その旨を日弁連へご連絡ください。
ただし、弁護士任用希望者への支援中である場合には、支援対象者への影響が大きいことから、支援対象者の新規受入先の確保等の措置がとられるまでは、途中で辞めていただくことはできません。

Q 8 支援事務所に対する日弁連の助成などはあるのですか。

現在のところ、日弁連等から支援事務所への経済的支援制度はなくボランティアな活動となります。

Q 9 支援事務所に登録したいのですが、具体的な登録方法を教えてください。

支援事務所登録にご応募いただく場合、「自治体内弁護士等任用支援事務所応募申込書」（別紙）に必要事項をご記入いただき、日弁連にご提出ください。

当該応募申込書を提出いただいた後、日弁連における審査を経た上で、正式な登録となります。

Q 1 0 支援事務所についての問合せ先を教えてください。

担当事務局は、日弁連業務部業務第三課です。[TEL 03\(3580\)9337](tel:0335809337)
窓口となる以下の日弁連事務局のメールアドレス宛てに、メールでお問い合わせいただくこともできます。

相談窓口となる日弁連のメールアドレス koumu@nichibenren.or.jp